

# ○上越教育大学教務委員会規程

(平成16年4月1日規程第13号)

最終改正 令和5年3月23日規程第25号

(設置)

**第1条** 上越教育大学教授会規則(平成16年規則第5号)第8条第1項の規定に基づき、上越教育大学教授会(以下「教授会」という。)の専門委員会として、上越教育大学教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

**第2条** 委員会は、学部及び大学院の教務に関する事項(教育課程の編成等に関する事項を除く。)について調査検討することを目的とする。

(審議事項)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項(他の委員会が所掌するものを除く。)
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の修学に関する事項(他の委員会が所掌するものを除く。)
- (4) 内部質保証に関する事項
- (5) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 教育支援高度化専攻心理臨床研究コースから選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。以下同じ。)1人。
- (2) 次のアからウまでの区分により教育実践高度化専攻の各コースから選出された教授又は准教授19人。ただし、19人のうち3人は、教授をもって充てる。
  - ア 学校教育実践研究コースの各領域から各1人
  - イ 教科教育・教科複合実践研究コースの各分野から各1人
  - ウ 発達支援教育実践研究コースの各領域から各1人
- (3) 学校教員養成・研修高度化センター学校教育実践部門から選出された教授、准教授又は特任教員1人
- (4) 教育支援課長
- (5) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

**第5条** 前条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第5号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

**第6条** 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

**第7条** 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

**第8条** 委員会は、委員（出張を命じられた者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第9条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

**第10条** 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

**第11条** 委員会に関する事務は、教育支援課において処理する。

(細則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号から第4号までの委員のうち、第一部、第二部及び第五部の各1人の委員並びに第三部及び第四部の各2人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成17年規程第27号（平成17年4月13日））

この規程は、平成17年4月13日から施行する。

附 則（平成18年規程第2号（平成18年2月10日））

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第四部の4人のうち1人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成19年規程第8号（平成19年3月1日））

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第5号（平成20年3月21日））

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号から第4号までの委員のうち、学校教育専攻から選出される5人のうちの3人、教科・領域教育専攻から選出される11人のうちの6人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、再任を妨げない。

**附 則（平成22年規程第4号（平成22年1月13日））**

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成22年4月1日以前から委員会の委員となっている者については、この規程により委嘱されたものとみなす。

**附 則（平成25年規程第7号（平成25年3月22日））**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（平成27年規程第45号（平成27年12月24日））**

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号から第4号までの委員のうち、学校教育専攻から選出される6人のうちの3人、教科・領域教育専攻から選出される11人のうちの6人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとし、再任を妨げない。

**附 則（平成31年規程第26号（平成31年3月22日））**

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第5条第1項の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、平成31年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。

**附 則（令和3年規程第28号（令和3年11月24日））**

この規程は、令和3年11月24日から施行する。

**附 則（令和4年規程第15号（令和4年2月9日））**

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第5条第1項の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、令和4年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。
- 3 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号委員のうち、学校教育実践研究コースから選出される3人のうち1人、教科教育・教科複合実践研究コースから選出される13人のうち7人、発達支援教育実践研究コースから選出される3人のうち2人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとし、再任を妨げない。

**附 則（令和5年規程第25号（令和5年3月23日））**

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第4条第3号の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、令和5年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。